

東労発安 0208 第 12 号
令和 6 年 2 月 8 日

厚生労働省職業安定局長 殿

東京労働局長
(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和 5 年 12 月 26 日付け職発 1226 第 5 号により依頼のあった標記について、下記のとおり報告する。

記

1 「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

(1) 使用者代表委員

意見なし

(2) 労働者代表委員

意見なし

(3) 公益代表委員

若年者に関する取り組みとして、高校生の見学という話があったが将来的、中長期的に考えると小学生などの社会見学などを検討して欲しい。

2 東京地方労働審議会港湾労働部会議事概要について

添付のとおり。

以上

神勞発安 0205 第 1 号
令和 6 年 2 月 5 日

厚生労働省職業安定局長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和 5 年 12 月 26 日付け職発 1226 第 5 号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 労働者代表委員

① 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上について

港湾運送業界における人材不足解消や高齢化問題への対応として、企業が負担する技能取得費用を国が補助する制度を設ける等の人材育成支援の強化を要請する。

また、若年労働者の確保や就職後の定着率の向上に向けた港湾業界の魅力の底上げや伝える取り組みが必要であり、今後とも行政、業界団体、労働者組合による協議の場を設けていくことが重要と考える。

② 労働力の需給の調整の目標に関する事項について

港湾労働者派遣制度は日雇労働者の減少を目的として開始された制度と認識しているが、横浜港においては、依然として日雇依存率が高く、また、6大港全体においても日雇依存率については、かなりの高低差があるという現状を踏まえると様々な問題があると考えられ、今後とも改善に向けた深い議論による検討を求める。

(2) 公益代表委員

① 雇用安定等計画案等（案）における退職金に関する記載について

現行の雇用安定等計画にある退職金制度の有無に関する記載が、退職金制度の導入割合が他業種と比較して高いことを理由として、次期計画（案）から削除されているが、退職金制度が整備されていることは港湾運送業界の魅力の一つとして若年層へのアピールすることに繋がり、日雇労働者の減少にも繋がると考えられることから、削除する必要はないと考える。

(3) 公益代表委員

① 意見なし。

2 その他の事項について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

① 意見なし。

(2) 労働者代表委員

① ワッペン制度について

令和5年10月より導入された港湾労働者ワッペンについては、令和6年10月の港湾労働者証更新時期に合わせて再度、本制度の周知をすることにより、更なる適正実施、制度普及が図られると考える。労働者組合、各事業所と共に行政からも本制度の一層の周知を求めたい。

② 港湾労働法と港湾運送事業法の調整について

港湾倉庫について、貨物量や港湾運送に関わらない貨物の取り扱いにおいて、港湾労働法と港湾運送事業法の解釈に相違が生じることがあることから、国土交通省と厚生労働省において法解釈の擦り合わせを求めたい。

(3) 公益代表委員

② 意見なし。

3 なお、神奈川県労働審議会港湾労働部会の議事録を添付いたします。

以上

令和 6 年 2 月 15 日

厚生労働省職業安定局長 殿

愛 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和 5 年 12 月 26 日付け職発 1226 第 5 号により依頼のあった標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について
 - (1) 使用者代表委員
 - ・意見なし
 - (2) 労働者代表委員
 - ・週休 2 日制の導入にかかる比較対象について
 - ・「安定的な物流機能の維持に努める」とはどんなイメージについて
 - ・「安定的な物流機能の維持に努める」との文言を入れる必要性について
 - (3) 公益代表委員
 - ・意見なし
- 2 愛知地方労働審議会港湾労働部会議事概要について
添付のとおり。

以 上

大労発安0213第2号
令和6年2月13日

厚生労働省職業安定局長 殿

大阪労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和5年12月26日付け職発1226第5号により依頼のあった標記について、下記のとおり報告する。

記

1 「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

(1) 使用者代表委員

- ・現場となる倉庫や職場によっては女性用トイレが設置されていないなど、環境的な問題もあり、元請や国から女性を雇えと言われても現状は難しい

(2) 労働者代表委員

- ・適正料金を収受し、労働条件を改善しないといけない
- ・外国人労働者の受け入れについて港湾労使及び行政で考えていく必要がある
- ・違法な事業者に対する指導、改善をどのように行っていくかが課題
- ・港湾雇用安定等計画のなかに港湾における最低賃金、初任給、年齢別の給与基準など盛り込むことはできないか
- ・労働条件の改善に向けた事業主及び事業主団体が講ずべき措置について、労使にだけ任せるのではなく、計画に記載する以上は行政も関与すべきである

(3) 公益代表委員

- ・意見なし

2 大阪地方労働審議会港湾労働部会議事概要について

別添のとおり

以上

兵労発安0207第1号
令和6年2月7日

厚生労働省職業安定局長 殿

兵 庫 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和5年12月26日付け職発1226第5号により依頼のあった標記について、下記のとおり報告する。

記

1 「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

(1) 使用者代表委員

- ・ 特になし

(2) 労働者代表委員

- ・ 高年齢者の活躍に関する記述を検討するにあたってのお願いとして、港湾労働者における高年齢者及び若年者とは、それぞれ何歳をイメージしているのかが明確になれば、より一層計画内容が分かりやすくなるのではないかとと思うので、その定義を計画の欄外にでも記載してもらえればよいのではないかと考える。

(3) 公益代表委員

- ・ 計画（案）1（2）ロ（ハ）の「若年者・女性・高年齢者等の幅広い人材の活躍促進を・・・」の記述について、イメージとして若年者及び女性は入職に関し、ここでの高年齢者は新規に雇入れるというよりは、ベテランの労働者が

継続的に活躍する場を提供するという印象を持つので、一括りの表現ではないような記述の仕方があっても良いのではないか。

- ・ 計画（案）の中に、技能労働者とか高度な技術・技能という記述が多くあり、読む限りにおいては、高度なというのはガントリークレーンとか門型クレーン、自走式への対応となっている。コンテナ船が出てきて、もう何年もたっている中でこの高度なというイメージが、港湾労働者の高度化というこれからの将来をイメージする言葉が、計画（案）からは見えてこない。技術革新とはこういうものだという何か具体的なものがないと、なかなか理解されないのではないかと感じた。

2 その他の事項

使用者代表委員

- ・ 高齢者ということに関連して、労働局の資料の年齢構成について、今までは60歳定年だったので、60歳で区切り61歳以上となっているが、2025年から港湾業界では、ほぼほぼ65歳定年となるので、65歳までとそれ以上（66歳以上）と分けた形で、今後の年齢構成統計を取りまとめたほうが、実態としてのデータがとりやすいのではないかと考える。

3 兵庫地方労働審議会港湾労働部会議事概要について

添付のとおり。

以上

福岡労発安0216第3号
令和6年2月16日

厚生労働省職業安定局長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

令和5年12月26日付け職発1226第5号により依頼のあった標記について、下記のとおり報告します。

記

1 「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について

(1) 使用者代表委員

意見なし

(2) 労働者代表委員

①計画案4(1)イについて

働きやすい職場環境の取り組みについては、事業主及び事業主団体だけでなく、国（行政）が、トイレや休憩所の設置など福利厚生の実現を図り、若年者・女性・高齢者等も働きやすい職場環境の整備を促進されたい。

②計画案4(1)ロについて

港湾労働者安定センターの講ずる措置として、職場見学等を通じて若年者等に対して港湾運送業界の仕事や職場の魅力に接する機会を提供することとされているが、実効ある取組とするためにも、国（労働局）、事業主及び事業

主団体等の協力が必要であるのではないか。

③計画案4（2）について

港湾技能研修センターにおいて高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能の継承に対する支援を強化するとされているが、地方においても技能継承ができるよう、国が地方においても職業訓練の措置を図られたい。

④計画案3（2）ハ（イ）について

従前から計画案に、日雇労働者の直接雇用については、例外的となるように努める旨の記載があるが、常用労働者の臨時雇用についても例外的となるように、同様の内容を計画に盛り込んでいただきたい。

（3）公益代表委員

意見なし

2 福岡地方労働審議会関門港湾労働部会議事概要について
添付のとおり。

以上

5港経経第671号
令和6年1月29日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

東京都知事
小池 百合子

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について（回答）

令和5年12月26日付厚生労働省発職1226第6号により照会のありました標記の
件については、特に意見はありません。

雇 労 第 1984 号
令和 6 年 1 月 24 日

厚生労働大臣 殿

神奈川県知事



港湾雇用安定等計画（案）について（回答）

令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省発職 1226 第 6 号で意見を求められました標記のことについて、異議はありません。

5 就促第 567 号
令和 6 年 2 月 6 日

厚生労働大臣 殿

愛知県知事 大 村 秀 章



「港湾雇用安定計画（案）」に対する意見について（回答）

令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省発職 1226 第 6 号により照会のありました
このことについては、特に意見はありません。

労働第 2969 号

令和 6 年 2 月 1 日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

大阪府知事 吉村 洋文

「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について（回答）

令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省発職 1226 第 6 号により照会のありました
標記について、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

労 第1421号
令和6年2月9日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

兵庫県知事 齋藤 元彦



港湾雇用安定等計画案について（回答）

令和5年12月26日付け厚生労働省発職雇1226第6号により照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

意見なし

令 5 劳働政策第 682 号
令和 6 年（2024 年）1 月 11 日

厚生労働大臣 様

山 口 県 知 事

「港湾雇用安定等計画案」について

令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省発職 1226 第 6 号で照会のありましたこのこと
について、意見はありません。

5 労第 2 6 3 9 号
令和 6 年 1 月 2 2 日

厚生労働大臣 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



「港湾雇用安定等計画（案）」に対する意見について
（対令和 5 年 1 2 月 2 6 日厚生労働省発職 1226 第 6 号）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

港湾雇用安定等計画案について、本県の意見はありません。